

令和3年3月3日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
10番	牛島	孝之	20番	川口	誠二
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

21番 松崎 辰義

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
書記	中島	知子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	(松崎賢明)
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	牛 島 新 五
財 政 課 長	田 中 和 己
企画政策課長	馬 場 浩 義
定住対策課長	平 武 文
観光振興課長	荒 川 真 美
企業誘致課長	仁賀木 大 助
新庁舎建設課長	石 川 幸 一
環 境 課 長	石 橋 信 輝
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
健康推進課長	坂 田 智 子
介護長寿課長	橋 本 妙 子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
林業振興課長	若 杉 信 嘉
第一整備室長	木 村 孝
第二整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	原 寿 之
学校教育課長	郷 田 純 一
黒木支所長	松 本 伸 一
星野支所長	向 智 宏

議事日程第4号

令和3年3月3日（水） 開議 午前10時

日 程

- 第1 議案審議
 - ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 議案第1号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八女市茶仕上加工施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第7号 財産の減額貸付けについて
- 議案第8号 市道路線の変更について
- 議案第9号 山の井用水組合規約の変更について
- 議案第10号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第12号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第13号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第14号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 令和2年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 令和2年度八女市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 令和2年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議案第18号 令和3年度八女市一般会計予算
議案第19号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
議案第20号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計予算
議案第21号 令和3年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和3年度八女市矢部診療所特別会計予算
議案第23号 令和3年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算
議案第24号 令和3年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算
議案第25号 令和3年度八女市水道事業会計予算
議案第26号 令和3年度八女市下水道事業会計予算

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

- 議案第27号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第12号）

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの議案審議、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。議案質疑表、高橋議員、牛島議員、松崎議員要求の議案質疑資料、委員会・分科会日程表、追加議案、提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第1．議案審議を行います。

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

以前からよく事故というのが出てきております。職員教育をきちっとしますということをお聞きしております。今回もまた案件で出ております。どう職員教育をなされておられるのか、お聞きします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

交通事故を起こした職員に対しましては、交通事故防止研修を実施しておりまして、こちらへの参加をさせているところでございます。また、市内で行われております交通事故防止の取組への参加などを行っているところでございます。

また、今回の事故を受けまして、特に公用車で事故が多くなっているところを踏まえて、今回、新たに交通事故防止研修を3月3日、今日の4時から八女警察署の交通課の方を講師に迎えて研修を実施することとしております。

また、反省文を提出させること、それからこういった市議会での報告があるときに、こちらの執行部控室のほうで議案の審議の経過をきちんと見てもらうということで、今日から、この事故を起こした職員、後ろの控室のほうに控えているところでございます。こういったところで反省を促しているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

事故を起こした職員に対する教育と言われましたけれども、全ての職員に対してやはりこの教育はすべきだと。当事者は確かに反省すべきだろうと思えますけれども、全ての職員の方がもう少し注意していただいて、だから事故を起こした当事者ということじゃなくて、全ての職員に対する交通安全教育、当然それが必要である。これは当たり前のことですよ。後ろの部屋において、今の質問状況とかそういうのを聞いてもらっている。そういうのは別に必要ありませんよ。その人をつるし上げるとか、そういうことじゃないんですよ。これは単純なブレーキミス、アクセル、ブレーキの踏み間違えだろうと思えます。

お聞きしますけれども、公用車に対してブレーキアシストというか、そういうのは何台ついていますか。把握していますか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

現在の公用車の中で、そういったものが設備的にあるかどうかということはちょっと把握はしておりません。

○10番（牛島孝之君）

確かに防災安全課長に聞くべきかもしれませんが、把握していないということではないのか。2月4日に公用車の入札が出ております。これにはどうですか。そういうときにはブレーキアシストというか、そういうのはつけた車を買われるわけですか、いかがですか。

○財政課長（田中和己君）

今年度も車両のほうを2台程度更新しておりますが、今のところはそういった設備は整っていないところです。

○10番（牛島孝之君）

一般の事故においても、やはり年配の方とは言いませんけれども、そういう人がつける場合は補助をするという制度が八女市の中にもあります。ならば公用車にはせっかく入札でこういうふうに買ってありますので、その時点できちっとつくと。確かに運転手の不注意はありますよ。だけれども、急いだりいろいろするときに、やっぱりそういうことは絶対ないとは言えませんから、それを防止するためにもそういうのがついている車が今あるわけですよ。積極的にそれを購入するとか、そういう気持ちはございませんか、いかがですか。

○財政課長（田中和己君）

今回の議員からの御指摘もございますので、今後、十分検討してまいりたいと思います。

○10番（牛島孝之君）

検討してもらう必要はございませんので、ぜひそういう方向でもっていてもらいたいと、これは要望です。市長、いかがでしょうか、そういう要望は。今から購入する公用車については、そういうブレーキアシストがついておるような車を購入すると。これは市民に対しても、積極的に公用車もこういうふうにつけているよと。だから市民の皆さんで高齢者、あるいは普通の方でも結構ですけれども、やっぱりこういうのを積極的に購入しましょうという模範として、市の公用車をそういうブレーキアシストとかついておる車を購入するということはいかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

まず、職員の事故については大変申し訳ないと思っております、しっかり今後も教育を進めていかなきゃならんと思っております。

最近御承知のとおり、車が随分近代化されて新しい技術が導入される。そういう車というのが非常に各メーカー生産をし始めているわけでございまして、今おっしゃるような新しい機能を備えた、特に事故に関連するような機能を備えた車については、今後やはり考えていくべきだろうと思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

それこそ事故ですので、わざとではないのであんまり言いたくはないんですけども、私の感覚として非常に多いような気がしますが、例えば同じような自治体での比較とか、例えば100台当たりの公用車の事故件数とか、そういったものは比較されているかどうか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

近年につきましては、特段の比較はしておりませんが、数年前、県南の市を調査しましたところ、やはり八女市のほうがかなり多かったということがございます。

○17番（森 茂生君）

鹿児島県の志布志市ですか、あそこは2年か3年、公用車の事故がないのを記録しているとかいう新聞報道があっただけでも、やっぱり減らそうと思えば減らせる可能性は十分あるんだと思っております。そのために自己分析が必要だろうと思っております。そのために、これはよその例ですけれども、例えば総務部各課ごとに、部ごとに事故の件数を出してみたり、あるいはどういう時間帯が一番多かったのか、あるいは原因別、操作ミスなのか、信号の見落としなのかとかいうのをずっと事故ごとに分析する。あるいは形態別でバックのときに事故を起こす、あるいは追突をした、そういう形態3種類に分けてずっと分析をして、その結果、八女市の公用車でどういうのが一番事故が多いのか。そういう分析なんかはされているかどうか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

近年の八女市での交通事故の傾向といたしまして、交差点などの相手がある事故ではなくて、単純な不注意での事故が多く占めているところです。今回もシフトを入れ間違えて、止まっている車にぶつきたとかですね。以前も、前回の議会で報告した事故は相手があった事故ですけれども、それ以外はほとんどが建造物にぶつきたとか、そういった事故になっておりますので、これは本人の自覚なり注意を促すほかはないのではないかと考えているところです。

そういった中で、どう注意を喚起していくのかというところを今模索しているところでございまして、引き続き事故防止スローガンの朗読などについてはこれからも進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

このように分析されているのであれば、その分析に基づいてきちっとした科学的な対応を取って、本人を幾ら責めても、これはわざとじゃないわけですので、誰だって起こす可能性はあるわけですので、そういう科学的な分析の下に減らす手だてをぜひ取っていただきたいと思っております。

それと、直接関係はございませんけれども、公用車による交通違反、そういったものは届出をするようにしていますか。それとも、そういうのは一切表には出てこない、報告義務はないとなっておりますか。

○人事課長（牛島新五君）

交通違反につきましては、私用車、本人の自家用車での事故につきましても、一定の点数以上のものについては報告をさせるということにしております。当然公用車についてもそうですけれども、私が記憶している限りでは公用車での交通違反の報告は聞いていないところ

でございます。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねしますが、例えば公務で自家用車を利用するということがあるかどうか。例えば、庁舎から議会に出席するために、公務で個人の車を使って移動する。そのときに交通事故を起こす、そうした場合、どういう対応をされていますか。

○人事課長（牛島新五君）

基本的に公務中に自家用車を使用することは推奨しておりませんが、仮に公務中に交通事故を起こしたということになりましたら、当面は本人の自動車保険での対応になってくるかと思えます。

○17番（森 茂生君）

公務であっても、個人の自家用車で事故を起こせば本人の責任、自己責任ということで終わってしまうということですね。

○人事課長（牛島新五君）

基本的に公務で自家用車を使用するということは想定をしていないというところでございますので、そういった形になろうかと思っております。

○17番（森 茂生君）

よその例を見ると、職員の自家用車の公務に関する取扱要綱ということで決められて、こういう場合は自家用車を使っていいですよとか、事細かに決まっている場合があります。恐らくゼロではないと思います。自家用車を使わない前提かもしれませんが、個人の車を使って公務というのはあり得ると思います。できればそういうときの対策も一方では取っておいたほうがいいのかという気がしますけれども、これについてどうでしょうか。何か対策なり取扱いのルールを決めておいたほうがいいのかという気がしますけれども、どうでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

そうですね、今後、そういったことも考えられると思いますので、検討していきたいと考えております。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第1号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

資料が新旧対照表などが出ていますけれども、どう読んでも理解できないわけです。非常に難しく、何を言わんとするのか非常に理解に苦しむ。恐らくあれを読んで分かる人はあんまりいないんじゃないかなと私は思いますけれども、分かりやすく理解できるように、この議案の内容を説明していただけますか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、大きく4点の改正がございます。

まず1点目ですが、来年度から3か年間の第8期の八女市介護保険事業計画に基づきまして、令和3年度から5年度までの1号被保険者の保険料を決定するものです。この保険料の基準月額が6千円ですけれども、前期、第7期からの据置きとなっております。また、所得段階は、国の基準は9段階で標準段階が示されておりますけれども、八女市においては11段階に設定することで、基準月額の引下げを図っておるところです。

2点目ですが、介護保険法施行規則の改正によりまして、所得の段階区分を決めるところの2か所の基準所得金額を改正するものです。11段階のうちの7段階と8段階の境目の金額が2,000千円未満から2,100千円未満に100千円上がります。また、8段階と9段階の境目の金額を3,000千円未満から3,200千円に改正するものです。これは国のほうが所得分布等を調査されまして、示されたものに基づいて改正をするものです。

3点目ですが、平成30年度及び令和2年度で税制の改正がっております。それによりまして、介護保険料の所得段階等を決めます負担水準への影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令の改正がっております。そのため、保険料の段階の判定の基準となる所得要件について2点を改正するものです。まず、合計所得金額から100千円を控除するというところ。あともう1点は、長期譲渡所得の特別控除項目が追加されまして、低未利用地を譲渡した場合、長期譲渡所得から1,000千円を控除するものです。

4点目ですけれども、以前から平成27年度から実施されております市民税の非課税世帯の方に対する低所得者の方に対する保険料の国の軽減措置という制度が設けられております。およそ対象となる方は7,610人、34.4%の方になりますけれども、この軽減措置の期間を第

8期の計画期間、令和3年度から令和5年度まで実施するという形で改正をするものでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

説明してもらってもぴんとこないんですけども、結果的に市民の負担はどう影響をこの改正で受けるのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

まず介護保険料につきましては、前期から据置きというところで、策定委員会の中での協議等を踏まえまして、その中で市民の方からも介護保険料についての御意見等をいただいておりますので、また今回、新型コロナの影響等もございますので、そういうところできただけ上げないというところで策定委員会で決定いたしまして、据置きというところでやっております。

また、税制改正による部分については税制改正の影響が及ばないようにされているということで、市民の方が以前と同じ所得の方でしたら同じ段階のところでは保険料等の決定がされるというところがございます。

もう1点、所得段階の基準所得を7段階と8段階、それから8段階と9段階の境目の金額が100千円ずつ上げておりますので、その関係で現在の所得分布によりますと、8段階だった方が1つ下の7段階に移られる方が140人、9段階から8段階に落ちる方が82人というところで、どちらかといえば、その段階の方は保険料が下の段階に下がられるというところがございます。

○17番（森 茂生君）

今度の改正で市民負担は増えないということで理解してよろしいでしょうか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

そのとおりでございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 八女市茶仕上加工施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

まず、この施設について、どこにあるのかを教えてください。

○星野支所長（向 智宏君）

本施設につきましては、八女市星野村の番地でいきますと13475番地でございます。（発言する者あり）

農協の星野支所の道の向かい側でございます。

○10番（牛島孝之君）

場所は分かっております。この施設、所有者は八女市ということでよろしいのでしょうか。

○星野支所長（向 智宏君）

そのとおりでございます。

○10番（牛島孝之君）

指定管理者ということで、以前はJ Aふくおか八女が指定管理者になっていたと思います。当然その後に関係者と協議を重ねた結果となっておりますので、了解は得てあると思いますけれども、その次の農事組合法人、この名称はわかりますか、言えますか。

○星野支所長（向 智宏君）

農事組合法人の名称は、農事組合法人きらりと申します。

○10番（牛島孝之君）

指定管理の場合、要するにその施設内の機械、これについては当然指定管理である以上、メンテナンスについては八女市のほうでなくちゃいけなかったわけですかね。いかがですか。

○星野支所長（向 智宏君）

指定管理ということで指定管理者のほうで管理のほうはさせていただいております。

○10番（牛島孝之君）

指定管理者でということは、J Aふくおか八女が指定管理者でしたから、中の設備の更新

といいますか、補修とかそういうものについては今まではJAふくおか八女がやってもらったわけですか。いかがですか。

○星野支所長（向 智宏君）

メンテナンス、それと施設の修繕、設備の修繕についてはJAさんのほうでやっていただいております。

○10番（牛島孝之君）

ここは無償貸付けとなっております。所有者はあくまでも八女市、無償貸付け、そうなった場合の中のメンテナンス、あるいは機械の補修とか、そういうものについては当然、農事組合法人が行うということで考えてよろしいのでしょうか。いかがですか。

○星野支所長（向 智宏君）

基本的には指定管理者のほうで、メンテナンスも含めた小規模な修繕については農事組合法人さんのほうで行っていただくことになると思います。

○10番（牛島孝之君）

指定管理という言葉が言われましたけれども、指定管理ではないでしょう。あくまでも無償で借りるだけであって、指定管理という言葉が使われましたけど、違いますでしょう。

○星野支所長（向 智宏君）

申し訳ございません。失言でございます。指定管理者ではなくて、無償管理者、農事組合法人でございます。

○10番（牛島孝之君）

やっぱりその無償貸付けである以上、当然貸付けを受けたほうがメンテナンス的には補修、修繕とか、そういうのはすべきだろうと思います。そこら辺の契約の内容の中で、きちっとそこら辺は明示されていますか。いかがですか。

○星野支所長（向 智宏君）

現段階ではまだ契約書のところまでいっておりませんので、その辺についてはそれも含めて契約の中に入たい込んでいきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

提案された以上、ある程度そこら辺の内諾を得とかんと、議案として通りましたよと。いや、あとはおたくで何でんしてもらえんすよと。それは条件が違うんじゃないです。条件は当然煮詰めた上でこれは提案してあるわけでしょう。違うんですか。

○星野支所長（向 智宏君）

そこまでの条件については、まだ煮詰めておりませんでしたので、これから煮詰めていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

それは議案で提案する以上、そこまで煮詰めてもろうとかんと。議案では通りました、ところが条件提示したら違いましたじゃ困るわけですよ。当然、条件は煮詰めて、これでいいですねという相手の了解を得た上で議案を出していただかないと困りますけれども、そこら辺はいかがですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

現在、指定管理者のほうがJAふくおか八女ということで、同様な条件で基本的には話を農事組合法人のほうと詰めておるところでございます。

以上です。

○建設経済部長（山口英二君）

補足いたします。

この施設につきましては、今、課長も申しましたように、現在、JAのほうに委託をしておりましたけれども、今回の無償貸付けに係る条件につきましては、新たに設立された農事組合法人のほうと、詳細についてはおおむね検討して詰めている状況でございます。

詰まったという状況の下で、今回、議案を出させていただいておりますので、それに基づいて4月からの無償貸付けの契約をするということでございます。

○10番（牛島孝之君）

では、その契約の内諾を得ていると、当然同意も受けておると、だから提案したんだということ考えてよろしいということですね。

○建設経済部長（山口英二君）

そういうことでございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 財産の減額貸付けについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 山の井用水組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、2名の議案質疑の通告があつておりますので、質疑を許します。

8番高橋信広議員の質疑を許します。

○8番（高橋信広君）

通告に基づいて議案質疑をいたします。

7款1項3目の健康増進施設整備工事費997,781千円ということです。1つは、御説明をいただいておりますが、この中で市の発展に寄与する魅力あるべんがら村ということを目指すというふうにうたわれております。ただ、設計、意匠においてどのようなコンセプトかということについては、読み取った中ではちょっと出てこなかったもので、どういう方向で今度、この健康増進を持っていかれるのか、これについてまず御説明いただきます。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今回、べんがら村が新しくリニューアルするということで補正のほうを出させていただいておりますが、これにつきましてのコンセプト、こちらは平成29年にべんがら村の策定委員会、こちらのほうで順次準備をされてきた内容がございます。その中で大きくうたわれているコンセプトとして「彩食健美」を念頭に持ってこられております。

これは何を意味するかというと、彩りのあるまちということで歴史や文化、そこに住む人たちのなりわい、それを資源として活用する施設を目指すこと。2点目の食につきましては、豊富な自然の恵みを持っております八女の農産地、これの食を使った魅力ある食の提供をや

るということ、それと3つ目の健康の健、これは健康増進施設というもとの意義を持っておりますから、地元に住む市民の方たちが健康に十分対処できるような温泉施設であるとか、あとは体を動かすような、そういうのを複合化させるということ。最後に美ですね。やっぱり見かけだけの美しさだけではなく、内面から出る美しさを持ってこの施設をつくりましょうというコンセプトになっております。それに併せまして、今年度につきましては観光振興課のほうが担当させていただき、観光の拠点として民間事業者であるとか、あと、地元の市民の方たちとの連携を持って、このコンセプトにプラスアルファ、連携というのを入れていながら設計、施工、また実施に向けて運営をしていく予定で、今回の補正の金額といたしております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

このコンセプトの部分は、ぜひこれから市民の方へ打ち出すときにはしっかりとしたコンセプトというところ、どういう形が変わっていくのかということはやっていただきたいと思っています。

それから、これから健康増進施設というのは、今までは市民の方の憩いの場ということが一つの流れでここまでやってきましたけど、これからやっぱり大きく観光というところにシフトする。かといって100%じゃないですよ。市民の方との融合をどうしていくかという大きな課題があると思います。

そういう中で、いろいろ考えている中でやっぱり市民の方と観光客とのすみ分けというのは、一定のすみ分けがないとなかなかうまくいかない。具体的に言えば、例えばお風呂の中での衛生面であるとか、そういうことで何か気分を悪くされて観光客が減っていくようなことはないように、そういうことも含めたすみ分けをどうしていかれるかということについてお聞きいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回は市民だけではなく観光客向けを併せ持った複合の目的を持っております。大きく分けると、観光客向けにつきましては、現在、やはりちょっと高齢層の方たちがよくお見えになるという施設になっておりますが、今回オープンをさせようとしておりますべんがら村、こちらはまず来られるお客様層をファミリー層、要するに多世代が使えるような施設にするということの一つ大きな目標としております。これによりまして、やはり今までは1人、2人でお見えになったのが、グループで来られたりとか、家族で来ることによって子どもたちも喜ぶような施設にするという観光客向けのコンセプトがまず1つ。

それともう一点、議員が御指摘された、じゃ、市民向けはどうなんだというお話になった

と思うんですが、これにつきましては、もちろんお風呂というのは夜遅い時間まで開いておりますから、ゆっくりお風呂を楽しんでいただきたい市民の方もいらっしゃるんですが、それ以上に、今回出しておりますべんがら村の設計の中に、YAMEテラスというちょっと広い新築のスペースがございます。これは何かというと、多目的ホールになっておりまして、ここはいろんなフリースペースが使えるような用途を持っております。特に八女市では、先ほどもちょっと健康推進課長と話をさせていただきましたが、健診業務であるとか、コモンキッチンというキッチンもございますので、そこで例えば体にいい食事づくりの研修とか、そういう市民も活用できるようなスペースを持っているというのも特徴の一つです。

また、あそこは毎年、花火も上がる施設でもありまして、駐車場も大きく広く整備することによって、祭りの会場をあそこに移転するとか、今後、観光課としてあそこを有効に取り組むような施設をやっていきたいと思いますし、今言いました観光客と市民、それプラス、もう一つ大きな役割として奥八女に広がる観光地、こちらにも誘導するようなそういうハブとなるような観光施設にしていきたいと考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

もう一つ、このすみ分けの中で、特に気になっているのはやっぱり食事、食の問題ですね。今現状の食ということにはいろいろ努力はしていただいているんですが、もう一回行きたい、何回も行きたいというリピーターが、やっぱりちょっと厳しいのかなと思っています。リピーター、これは観光客ばかりじゃなくて、やっぱり地元の方々が週1回は、2週間に1回は行きたいという食をぜひ求めているんですが、これについていかがですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、八女には先ほどおいしいものがたくさんございますというお話をした割には、確かに食事につきましてはバイキングとかそういう形ではない特徴を持ったおいしいものを出す必要があるなど非常に思っております。

来年度以降オープン、1年間ございますので、その間に八女の食材を使って、それがお客様の一度お口に入れば、もう一回食べたいなというような食事が提供できるようなレストランの運営を考えておりますし、もう一つ特徴的なところではべんがらカウンターという広いカウンターを設けております。こちらは何かというと、八女はもちろん食もなんですが、飲、要するにドリンクですね。日本酒であったり、地ビールであったり、ワインであったり、もちろん一番有名は八女茶、こういうのを提供することによって1杯幾らという形でお金を落としていただく工夫とか、そういう飲も食も併せたところでのPRを積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ここについては大きな課題とっておりますので、ぜひ今おっしゃったようなこと、食べてみて本当にという実現できるようによろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、すみ分けの中で、やっぱり地元の方と観光客とのいわゆる価格差というところは今回考えておられるかどうか、これについてお聞きします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

料金というのは、基本的にお風呂の利用料金と考えてよろしいでしょうか。お風呂が現在650円ということで、細かい数字を申し上げますと、大体345円が一人頭お風呂にかかる経費と聞いております。それから入湯税とかも入れる必要がございます、市内、市外分けて極端に安くするとか、そういうことにつきましては、今後ちょっと1年間を通して、どれぐらい収益が見込めるかとか、そういう試算を基に考えていく予定でございます。

ただ、今のべんがらのやり方で60歳以上の高齢の方の割引とか、じゃ、それを継続するのとか、そういうのも併せて、今度十分に検討していきながら、次、使われる方、もちろん市民の方に有益になるようなやり方をやっていきたいと思ひますし、もう一つはやっぱり健康推進課がやっておりますポイント制——健康ポイント、ああいうところとの連携も進めていきたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ぜひここも新たな形で進むときに、やっぱり地元優先というところは少しというか、しっかり意識していただいて、地元の方に有利になるような形はとっていただきたいと思ひます。

それから、3つ目ですが、これからの脱炭素化社会に向けて、いろんな形でいろんな事業者、それから行政もそうですし、個人的な家庭もそうです。そういう中で、今回の施設に対するの対策。例えばボイラーについては、これは平成20年から5年間ぐらいは、たしかべんがら村が国内クレジット対策としてやっていたら何か成果が出たと思うんですね。CO₂を610トンほど削減したという実績もあるようです。

そういうことも踏まえて、今後新たな、これはボイラーだけではなくて再生可能エネルギーも含めて、エネルギー源としてどうしていくのかというところが、もし方向性が決まっておれば、これもお聞かせいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

木質チップの利用につきましては、議員おっしゃいましたように20年度から実施をしてお

りまして、約10年間でこの費用がペイできるぐらいの200%の回収率となっております。今後の展開ということなので、木質チップについては、来年1年度は改修もごぞいますし、基本的にお風呂を温めるためのチップということで重油、こちらを使わないためのものでありますから、お休みはするんですが、もちろんリニューアルした後はこれを積極的に使っていくというような形で検討しております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ボイラーのは分かりましたが、再生可能エネルギーは何か活用することは考えていらっしゃいますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

太陽光とかそういう分だと思っんですが、今回のリニューアルでは考えておりません。というのはなぜかという、今後、まずプール等がなくなるということ。それに伴って、例えばトイレの数とかも減るわけです。電気を使う使用料も減るということで、現在のところ試算すると、木質チップのお風呂を沸かすというエネルギーのみでいいんじゃないかということで、太陽光とかそういうところではちょっと考えていないのが今の設計になっております。

○8番（高橋信広君）

すみません、もう一つ。省エネのほうは具体的に建築の中で省エネ政策として、実現に向けてはやっていただけるのか、これについてもお聞きします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

まず採光——光が入るように電気をなるべく使わないような窓を大きくしたYAMEテラスのつくりであったりとか、なるべく自然光であるとか、そういうものを使うような設計になっておりますし、もう一つ、暖房につきましても、温風が来て温かくなったり涼しくなったりするものではなくて、施設全体を温めるような仕組みがあるということで、それを採用する形になっております。なるべく自然に優しいような取組ができるような施設には持っていく予定ですし、今後のやり方として、そういうLEDももちろん使わせていただきますし、そういうところで設計のほうは全部入れさせていただいておるところです。

以上です。

○8番（高橋信広君）

このエネルギーについてはもう一つ、見える化というところも含めて、ぜひ検討していただければと思っていますので、これは要望として申し上げておきます。

それから最後に、これだけの大型規模で改修されるわけですから、そういう中でこれだけ

で終わってはかえって中途半端じゃないかなというイメージを持っております。そういう中で、今インフラ整備も含めて周辺整備という中で、これは市長にお伺いしますが、市長が2年半前の同僚議員の一般質問の中で、宮野公園について言及されておりました。そのときは自分の中に、たしか新たな計画が念頭にあるというお言葉を出されております。これが一つ、今回の構想とドッキングするんじゃないかと私個人は思っています。

市長の頭にある中を、もしお言葉として出していただける分があれば、具体的なものはないかもしれませんが、構想としてあれば、計画をぜひ教えていただきたいと思います。市長、よろしくお願ひします。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

べんがら村の今回の改修は御答弁で申し上げておるとおりでございます。非常に高齢者の方の利用が多くて、例えば子どもたちとか、あるいはまた親子連れとか、実はこういう方々の御利用が少ないという状況になってきておりました。しかしながら、べんがら村だけで多くの皆さん方を御来客いただけるのではなくて、やっぱり宮野公園、あのすばらしい公園の活用をどうするのか。それと同時に、子どもたちとか親子連れの方々が野外で遊べるようなことも並行して考えていかないと、10年、15年後になったときに、また考え直さなきゃならないというようなことになってはいけませんので、計画的にべんがら村の活用と同時に周辺で市民の皆さん方、あるいは観光客の皆さん方が心を癒せるように、そういう時間を費やすことのできるようなものをこれからも引き続き考えていかなきゃいけないのではないかと私は思っております。

○8番（高橋信広君）

ぜひここは一つのべんがら村、それから宮野公園一帯の再整備というか、大きな構想として、ここにはイチゴ農家の方もいらっしゃいますし、グリーンツーリズムとしてもお役に立つ。方向性としてはやっぱりスポーツ・健康づくり都市宣言ということと相まった形でこの構想をつくっていただければ、非常に八女市にとっても、それから観光客を誘導するという意味でも、非常に大きな事業になるかと期待しておりますので、べんがら村だけで終わることについては、私は反対でございますので、ぜひそういう大きな構想でやっていただくことでよろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

お知らせいたします。21番松崎辰義議員におかれましては、本日の本会議において遅延という報告を受けておりましたけれども、ただいま欠席届の受理をお聞きしましたので、本日の本会議は欠席されます。よって、議案第18号 令和3年度八女市一般会計予算の質疑については取下げを行われましたので、お知らせをいたします。

17番森茂生議員の質疑を許します。

○17番（森 茂生君）

今回の補正予算で整備費が997,780千円、それに管理業務委託料で26,000千円、合計の1,023,000千円という大きな金額が補正予算で出ています。それで、これはこれだけで終わるんじゃなく、この前の全協の資料では1,541,000千円総額事業費がかかるというような説明でした。それはそれでいいんですけども、新聞報道では1,659,960千円という報道がっております。数字が合わないわけですので、どちらが本当の事業費なのか、まずそれをお伺いします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今、議員が説明されましたように、今回、補正で出しております。こちらの分につきましては工事費のほうが997,781千円、あと、それに付随する管理業務委託料、こちらが26,378千円、合わせますと1,024,159千円という数字で、前回、西日本新聞のほうに出された16億何ぼという数字、これにつきましては997,000千円自体が補助対象経費ということで、今回、地方創生拠点整備交付金事業、こちらに出る分を出しております。それ以外の分、例えばそれを来年度当初に出しておりますが、その中には備品を整理する費用であったりとか、あと消耗品、こちらのほうが大体合わせて33,000千円ほどになりますので、それを追加した金額となっておりますから、トータルでいくと1,650,000千円ぐらい――40,000千円出ていましたかね、あれで出ると思いますが、実質的には前回、全協でお渡ししております15億数千万円ですかね、こちらの金額になるかと思えます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ということは、一応関連まで含めると約1,660,000千円ということになります。大変大きな金額で、正直言ってびっくりしているわけですけども、コロナが約1年前、その中で、コロナで非常に大きな経済的影響、生活的影響を受けているので、不要不急の事業の見直しを行い、予算の組替えを実施するなどよく言われていましたけれども、このような時代ですので、私はこれを中止なり先送りするなりして、そのお金を使って八女市民のためにコロ

ナの対策を取っていかれるのかなと勝手に思っていましたけれども、不要不急の事業の見直しの中に、べんがら村の大規模改修、これは検討されたのか、されていないのか、お尋ねします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

べんがら村の改修等につきましては、平成13年、全協のときにもお話しさせていただきましたが、平成13年度からべんがら村の検討委員会というのがございます。これにおいて基本設計であるとか、そういうのをずっと毎年毎年、大体2回から3回、委員会を実施するところにおいて、いろんな議題を論議していたところですよ。

今年度につきましては、昨年1度、それと今年が2月15日にやっておりますが、その中で中止という議題は1回も出ておりません。これにつきましては平成29年度、これからべんがら村の改修に向けたプロポーザルコンペのやり方とか徐々にやっておりますので、この三、四か年の計画の中で進めてきた事業でございますし、2月の委員会でも中止とかコロナの話というのは出ていないというのが議事録の中に記載されております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

以前から計画していたということです。それならなお、コロナの影響がないときの計画ですので、コロナの影響が今日これほどまで出た場合は、せめて先送りなりして、この予算を市民のために使うという検討はされなかったということですね。

○議長（角田恵一君）

改めて答弁要りますか。

○17番（森 茂生君）

はい。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えします。

コロナに関することについては検討しておりません。

○企画部長（石井稔郎君）

補足させていただきますけど、コロナのことに對しましては、この間、第6弾まで国の交付金も受けながら、市民の皆様に行き届くような施策を打っておりますし、今回もまだ第6弾ということで、先日、補正予算に出したとおり、そちらのほうの対策は対策としてやっておりますして、それと併せて、こういった大型事業につきましても、それは当然頭の中にはありながらも、今度はこういった観光の施設というものは、これからコロナの後に対しての打ち出す施策でもあり、現在行っているのは、きのこ村とか野外とかの今度はコロナ後におい

ては観光客の活用だとかいうのが新しい生活の中で出てくると思います。あわせて、こういったべんがら村についても、そのコンセプトとしては施設の外にもいろんな遊具とかそろえたような広い広場もありますので、そういったことも含めまして、現在、この辺の事業についてはコロナ対策も併せて並行して進めているというところでございます。

○17番（森 茂生君）

私は不要不急の見直しを行うと言われていましたので、ぜひこういう事業はせめて何年か先送りしてやられるのかなと思っていました。しかし、そうっていないというのは、非常に私は残念です。できれば延期なりして、今のコロナの影響を受けている方々に対して、さらに手厚い支援をしていくべきだと思っております。

それから、今後の問題ですけれども、相当大きな改修ですので、1年間かけて新築同様の施設ができるだろうと思います。そうした場合、先ほども言われましたように、業績は上向くのかなと思っております。報告でありましたけれども、ここ近年は赤字続きでした。そして、今年度ですかね、コロナの影響で11月までで四千何百万円の赤字が出て、3月いっぱいまでは約60,000千円の赤字が予想されるというようなことを言われていましたけれども、コロナの影響でそれは致し方ないとしても、その前もずっと赤字でした。あの施設が古いからということだろうと思いますけれども、今後の売上げは伸びるだろうと思います。

そして、ここで書いてありますけれども、利用者の商圈を福岡都市圏まで広げていくことで云々と書いてありますけれども、大きな流れとして、福岡都市圏を中心にお客さんを呼び込んでいかれる計画なのか、そこら辺のところをお尋ねします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員がおっしゃったように、やはり八女にとって1時間圏内で行ける大きな市場、これが福岡市に広がっているというところで、福岡市のお客さんを直接流入できるようなターゲットとして進めていく予定でございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

施設を維持していく、売上げを伸ばすためにはそういうのもいいかと思っておりますけれども、しかし、あまりにもそれにシフトをし過ぎると、先ほども出ましたけれども、地域のことがおろそかになるのかなという気もします。改めてこれを調べてみましたら、公の施設というのは地方自治法の244条に公の施設ということで載っていますけれども、べんがら村も公の施設という位置づけでよろしいのでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

そのとおり、公の施設、指定管理施設という形になります。

○17番（森 茂生君）

244条には明確にうたっています。「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」ということで、どういうことかといいますと、具体的にはそこに住む人の福祉向上、これが一番の目的だとなっています。例えば横浜市の指定、これはこういうところが指定管理をするわけですので、ガイドラインとして3つ上げています。横浜市のガイドラインですけれども、住民の利益に供する施設であること、区域内に住所を有する者の利用に供する施設であること、そして住民の福祉を直接的に増進することを目的とする、この3つを上げてあります。これがいわゆる公の施設の役割だと私も思っています。

しかし、よそから入れてはできんということじゃないんですけれども、一番中心に考えなくてはならない。当然、八女市の税金を使って八女市の中でするので、一番に目を向けなければならないのは八女市民がいかん利用しやすいのを取るか、そこが一番私は法ののっとった使い方だと理解をしております。ですから、利用料金設定から何からするにしろ、やっぱりこの基本原則をきっちり守っていただきたいと思っております。

私も勉強不足で初めて分かりましたけれども、例えば庁舎、これもいわゆる公共的施設ではあるけれども、公の施設ではないとなっています。不思議ですね。そういうのは公共的施設ではあるけれども、公の施設ではないという理解がされています。これでよろしいんでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

庁舎等は公共的な施設ということで取扱いをしていますので、そのとおりでございます。

○議長（角田恵一君）

森議員、7款1項についての施設について質疑をお願いします。

○17番（森 茂生君）

はい。これが非常に重要なポイントですので、市庁舎は公の施設に入るということですかね。（「入らない」と呼ぶ者あり）入らないということ、そうだと思います。私も調べて最近知りましたけれども、同じ公の施設でも公的施設というのは住民の暮らし、福祉増進のための施設となっています。ですから当然、例えば競輪場や競艇場、いろいろありますけれども、そういうのは幾ら市がしても入らないそうです。あるいは学校はまた別のようです。例えば留置場とかいろんなものがありますけれども、そういうのは一切入らない。やっぱり先ほど言いますように、横浜市が言ったように、住民の利益をする。ですから、当然べんがら村は八女市民のための福祉を増進するための施設という位置づけがまず最初にならんと、どうも間違った方向に行くような気がしてならないから言っているわけです。

まず、そのことを確認します。そして、当然もうけが出るかと思えます。指定管理料、幾

らに予定されていますか。

○議長（角田恵一君）

指定管理料等については予算との兼ね合いもあるんですかね。（発言する者あり）議案第18号の関連もありますので、事前審査になる可能性もございますので、御理解願いたいと思います。

○17番（森 茂生君）

そういうのが分からないと、果たしてこれに補正予算をどうするかというのが、ちょっと私としては判断、決めかねますけれども。例えばもうけが出る、利用料の設定、それも駄目、そういうことになるのは、指定管理者からの納付金、そういったのも駄目ということですか、言えないということですかね。この10億円以上の予算を補正予算する場合、そういうのが分からないと、私たちは判断つきかねるんですけれども。

○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。当初予算の関連もございますので、数値的な問題については予算審査特別委員会の全体会議の中で所管の事務以外のところに質疑を委任していただくような形をお願いできませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）今回は補正予算の関連のこの部分についての質疑をお願いしたいと思います。

○17番（森 茂生君）

そうすると、言うことが全然なくなってしまうんですけれども、そしたら具体的数字は先送りにするとしまして、コロナの影響が今ありますけれども、売上げは今後伸びると見ていかと思いますけれども、ただリーマンショック以上にこの経済が落ち込むだろうと言われております。そういった場合は経済の見通し——コロナがワクチンでなくなってしまうと、それはそれでいいんですけれども、今から経済的な大きな影響が出てくるだろうと言われております。そうすると、当然皆さん来ていただくにゃいかん施設ですので、それが果たして計画どおりにいくのかどうか、そこら辺の影響をどう見てあるのか、お尋ねします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

先ほどから議員の質問の中で、古くなったから建て直すんだということが1点、それから新型コロナウイルス感染症の関係で、例えば3年後ぐらいに延ばしたらいいんじゃないかという御意見もございました。

それから、観光の流入の関係のお話もございましたけれども、これはあくまでも八女市民、地域住民のための健康づくりや絆づくりや、様々な市民の皆さん方の課題を少しでも解決をしていくというのが大前提でありまして、したがって、観光客の流入は当然ですけれども、それは経営を安定化させるためにやることであって、そのことはべんがら村の事業としては

あくまでもやっぱり市民のためにということが前提でございます。

それから、コロナウイルス感染症が現在非常に厳しい環境にある中で、先に延ばしたらどうかということでございますが、コロナウイルス感染症に対しては、国、県と同時に連携をして、八女市は八女市の独自の対応を今日までしております。第6次の補正予算までやっております。

したがって、じゃ、3年後にべんがら村に財政的に15億円かけてできるのかと。3年後になれば、どんどん利活用が減少していきます。そして、財政的に3年、4年、5年後に果たしてできるのかと、そういう先の財政状況の見通しも実は考えていかなければなりません。今だから財政的にも、そしてコロナウイルス感染症に対しても、できるだけの支援をやっているわけでございますので、その点の一つ理解をいただきたいと思っております。あくまでも市民の皆さん方のためにべんがら村を活用していくということが前提でございますし、今これをやっておかないと、べんがら村は衰退をして、やめなければならないような事態も起こるわけで、それは非常に市民にとっても将来の八女市にとっても厳しいことでございます。今、財源の確保ができるときにやっておく必要があるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

当然、市民のためのべんがら村ということで理解をします。今後、その立場で運営をぜひお願いしたいと思っております。

先ほどのコロナの影響ですけれども、もし思った以上にお客が来ていただけない、経済が落ち込んで、そういった場合も想定されているのかどうか。そういう場合、どうなるのか、そこをどう検討されたのか、お尋ねします。

○市長（三田村統之君）

今回のコロナウイルス感染症で、全国の地方自治体、基礎自治体、それから企業、将来のそうなった場合に不安が、これからの営業に、経営にどういう影響が出てくるのかというのは、いろんな想定をしながら今検討している段階だろうと思っております。現在改善できるところは現在積極的に改善をしていく。しかし、将来のこともまた同時に考えていかなきゃならない。したがって、私どももこのべんがら村をやはり将来、経済が非常に厳しい状況の中になっても、どうやってこれを守り、市民のために活用していくのか。それはしっかりと検討してまいりたいと思っておりますし、またコロナウイルス感染症の影響についても、十分状況を分析しながら検討したいと考えております。

○17番（森 茂生君）

当然検討はされると思っておりますし、大規模改修して真新しくなっても、思った以上にお客さんが来ていただけなかった。具体的にそのときはどういう対策を取られるのか検討されまし

たか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今回、次に行われるプロポーザルのコンペで出た業者等が、今後、年度協定という形で契約を持っていきながら実施する予定です。ですから、今、議員がおっしゃったように、例えばお客さんが全然来なくなったという場合に、運営をどうするかについても、その年度協定の第24条、こちらの中に、双方が協議しながら運営を進めていくという項目がございますので、そちらのほうを基に検討していきたいと思います。

ただ、今は新しく造る施設もございますし、リニューアルする施設もあるべながら村ですから、市民も、もちろん行政も一丸となってオープンすることで成功できるように努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞ応援方よろしく願いいたします。

○17番（森 茂生君）

端的にお伺いしますけれども、赤字が出た、あるいは指定管理料も極端に増やすとかいうことになりますか。赤字が出た場合、指定管理料を——数字のことは言うなということですが、大方10,000千円以内ぐらいの管理料を想定されているかと思えます。もし赤字が出た場合、大幅に指定管理料を増やして経営を乗り切るような手だてを取られるのかどうか、そこら辺のところをお尋ねします。

○企画部長（石井稔郎君）

先ほど課長が申しました協定がございますので、その協定に基づいて対応させていただきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

その協定はどのような協定になっていますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今、私の手元がございますのは、年度協定した原本のコピーでございます。

先ほどお話をしましたように、第24条、事業の継続が困難となった場合の措置等ということに3つの項目がございます。その3番目の項目の中で、甲と乙は、要するに八女市と指定管理を結ぶ業者とは事業継続の可否について協議するものとするという一文が大きく載っておりますので、今赤字になったらどうするかと、指定管理をどうするかとか、それについてもこれに基づいて実施をしていきます。

○17番（森 茂生君）

どうもすっきりした答えが返ってきませんけれども、最悪、調べてみますと、結構経営難に陥って、指定管理を返上するような施設がここにある——申しませんが、結構日本

全国、経営的にやっていけないので、返上します、撤退しますというような業者が、この3年間に92件あっているみたいです。そうなった場合、今度また新たな指定管理者をまた選定し直さなければ——これは最悪の場合ですよ——ということになるのかなと思っております。

そこら辺の最悪の事態のことも一応は頭に入れて、特にコロナの影響がまだまだ続く可能性がありますので、やっぱりそこら辺のところも一応は考えて対策を取っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。当然もうかったときの対策、そういう対策をきちっと取っていただきたい。

このことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く20人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は20人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例どおり」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

先例どおりの発言が出ております。それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第13号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題と

いたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和2年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和2年度八女市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和2年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

午後0時45分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後0時45分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

議案第18号 令和3年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、4名の議案質疑通告があつておりますので、

通告順に質疑を許します。8番高橋信広議員の質疑を許します。

○8番（高橋信広君）

議案通告に基づいて、3点お聞きしたいと思います。

まず、5款1項、1目地方創生移住支援事業ですが、これについては、まず令和2年度、ここまでで結構ですので、実績を含めて取組状況についてお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

お答えいたします。

本事業につきましては、人口の一極集中が顕著な東京圏域からの地方への移住・定住というのを促進するために、福岡県と県内の25自治体が連携して事業を実施しているところでございますが、ここまでの実績といたしましては、県内で1件のみでございます。本市の実績はございません。

取組につきましては、八女市をPRすることが都民の皆様方に東京23区にお勤めになる方という方々に対しPRすることが非常に大事なことだというふうに思っておるところでございます。その上で、福岡県が移住・定住相談機関というのを、ふくおかよかこ移住相談センター東京窓口がございますけれども、こちらのほうと連携をしながらPRに努めていきたいと思っておるところです。これにつきましても、現在もPRをやっておりますけど、さらに進めていきたいと思っております。

もう一つですけれども、この事業に対して、要するに地方へ戻ってくるために就業が必要とされるという点がございます。就業を必要とするということでございまして、あらかじめ福岡県が用意したマッチングサイトにその企業を登録しておかなければならないという事業でございます。これが県内で130社でございまして、340種の職種ぐらいが登録されておりますけれども、八女市の中ではちょっとまだ2社という形で、その130社のうちの2社ということでございますので、私としましてはまだまだ少ないと感じておりますので、機会あるごとにこういった市内の事業所に対してこの事業を周知して、登録を促していきたいと働きかけを行っているところが現状でございます。

○8番（高橋信広君）

今の話で、八女市に直接という情報じゃなくて、やっぱり福岡県を通じての情報になりますよね。それと、2つあると思うんですが、仕事、今でしたらテレワークができるという前提も含めて、仕事はある、仕事を逆に移住の場所としてやるという方々もいらっしゃると思います。やっぱり就業も含めてこられて、この2つの考え方があると思うんですが、その辺の情報であるとか、県とのやり取りの中で、具体的にはどういう比率になっている、あるいは状況としてどういうことなのか、そのあたりが分かれば教えてください。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

詳しい内容につきましては、まだ県のほうと確認は取れておりません。ただ、そのテレワークとか今年1年、令和2年度、このコロナ関係で非常にこのテレワークという言葉が周知されてきたということは承知しております。

これにつきましては、国のほうもこのまち・ひと・しごとという形で考えておりますこの事業がこのテレワーク等についてもこの事業に加えていこうという方針が補助事業の中身に加わっていくという情報をいただいております。この辺が、今後のほうに期待するところじゃなかろうかと思っているところです。

○8番（高橋信広君）

この事業は、今年まだ1年目ということですね。これからますますこの自治体も強化していく分野とは思っているんですが、今、やっぱり就業ということを絡めて、もともとこれは昔の地域振興課の発案でスタートをして、実際やっていただいてもう今年から企業誘致課がやっていただいているということですよ。

そういう中で、来年度、このコロナ禍の中でさらにやっぱり首都圏の方々の移住希望者というのは増えているというのは報道等でも出ていますし、事実やっぱり増えていると思うんですね。

そういう中で、やっぱり県だけに頼ると、結局県の中で、ここが希望だから、県の中ではいろいろと情報はあってもいいかもしれませんが、いま一つ八女市としてもっと取り込もうということについては若干弱いような気がするんですね。もう少しプッシュ型のプロモーション、こういうことを含めて何か考えておられることはありますか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

八女市独自としてといいますと、具体的な事業としては考えておりませんが、これまでにやってきておりますようところで申しますと、例えば都民とのふれあいという形で、先ほどちょっと言いましたテレワーク事業というところも国のほうが追加した補助内容として加えていこうということなんですが、いわゆる関係人口と言われるところで、八女市と接点がある人たちの関係人口、これは総務省のほうがつくっておる呼び方でございますけれども、そちらのほうの人口の方々とできるだけ本市とのつながりとかを、仕組みづくりをつくっていく必要があるんじゃないかと、議員がおっしゃられているのはそういうところじゃないかと私は思っております。

そういったそのつながりを持つ機会とかについて、今までやってきたところにつきましては、例えば東京八女ふるさと会とか、そういうところが毎年開催しておりますけれども、そういったところでの人と人のふれあいの中に八女市の関係者ばかりでございますので、この事業そのものは東京圏域内で現在、就職されてある方がその仕事をお辞めになって地方に来る

という、大変複雑な内容の事業でございます。この辺でその関係人口についてが、補助事業の中身として加えていくという方針もちょっと聞き及んでおりますので、こういうところの東京八女ふるさと会、例えばふるさと会とか、そういうところで知り合った方々を介して、そして八女とのつながりを加えていくような方針も考えていけるんじゃないかならうかと思っております。先ほど言いましたような移住相談センターに寄せられる内容は、その八女市の内容も現在、相談センターのホームページに八女市の内容についても掲載しております。

こういった内容については、全国この事業について1,200自治体以上が手を挙げておりますので、なかなか私の市にというところは難しいとは思いますが、やはり八女市がPRというところで、いろんな手を使ってでも対策として、やり方としては面白い事業になってくるんじゃないかならうかと私は考えております。

○8番（高橋信広君）

それとすみません、先ほど紹介があった、聞き漏らしましたが、1人だけ来られましたよね、一応、今年の実績として。その方はどういう形で来られたか、分かれば教えてください。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

県に登録してある方の担当課のほうに聞いた形での対象人数を聞いているだけでございまして、内容については把握できておりません。

○8番（高橋信広君）

そのあたりはぜひ、実際どういう形で、なぜ来られたかというところはぜひ確認をしていただいて、今後につながることでございますので、実績追及はしていただきたいなど。

それから、今後の対策として、やっぱり福岡県とのパイプというのは当然ですが、八女市独自としてやれることはないのか。一般的にはフル戦略としてユーチューブであったり、いろんなSNSをやっているのは承知しておりますが、もう少しこちらから仕掛けるプッシュ的なプロモーション、そういう意味では、例えば山手線にモニターで出すとか、それから山手線の広告を出すとか、そういうことも含めて、ぜひ研究をしていただきたいんですが、これについていかがですか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

これにつきましては、議員おっしゃるような形ができるかどうか分かりませんが、先ほど私が言いましたようにやり方を考えていけば、大変内容のある事業になるんじゃないかならうかということを思っております。今、議員の提案のところでできることがあれば、取り組んでいきたいと思うところでございます。

○8番（高橋信広君）

これについては、当面の大きな課題でございますので、ぜひ八女市のほうに来ていただく

ような対策を具体的にやっていただいで、成果があればと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、6款3項、2目の八女材普及促進住宅資材助成事業ですが、これについては、1つに補助対象についてはちょっと質問を入れています、見させていただいた中で一応分かりましたので、これでいいかどうかだけ、確認だけしておきます。

ここについては50平米以上の住宅、そこで八女材を70%以上使うという条件でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そこで、じゃ、この70%以上、これは誰が認定、把握するのか、そこについてはいかがでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

認定につきましては、もちろん市のほうに補助金交付申請書を出していただきます。その申請書の中に木材の使用量、そのうちの八女産材の使用量を書いていただくようにしております。申請時には、もちろん一部の構造等の設計書等を添付していただくような形になりますが、その後、例えば八女木材共販所からの証明とか、製材所からの八女産材の使用量の証明を立米で出していただいで、それによって市が認定をするという形にしておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

今の認定の仕方、変な話、その数量を少し違う形で書いたりとか、要はうそを書くとか、そういうことはできないような仕組みになっていますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

それにつきましては、必ず先ほどちらっと触れましたけれども、そういった森林組合の木材共販所とか製材所における立米数をその生産元から出していただくような形にしております。もしくは、設計士とか建築施工業者においても、この八女材の補助の中に推進補助金というのをやって、そういった推進と併せてそういった部分での注意喚起といいますか、そういったものも含めたところでの補助金も交付しておりますので、第一に認定するのは、やはりその生産元の証明書で、うちとしてはそれを信じてやっているところでございます。

○8番（高橋信広君）

それから、資料として頂いています転入者、いわゆる市外からの転入者、それから市内の方、直近の5年で出した、頂いたトータルですけど、市外の方が約20%、市内の方が80%で圧倒的にやっぱり市内の方が多いですね。年々ばらつきはありますけど、トータルではそうだったということでした。

ここで、この市外の方からの補助金は800千円と、それから市内については500千円というもともとの発想、何となく分かるんですよ、市外から来て、初めて来られるのでいろんな経

費もかかるだろうし、優先的にやっぱり少し余計めと。市内の方のは経費かからないのかなということだと思んですが、この辺の大きな要因というのが幾つかあれば教えてください。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

もともとこの市内の方は500千円、市外の方は800千円という考え方でございますけれども、八女市の産業振興、併せて人口増加への施策を踏まえまして、八女産材のもちろん需要拡大というのは根底にございますが、新築によります居住の木造住宅への支援により、移住と定住両面で推進していこうという形の中で、特に市外からの移住者、例えばIターンとかUターンとかいろいろあると思いますが、その促進において人口増加を図っていくという狙いもございました。

八女市は林業が基幹産業という位置づけの中で、八女産材を使って住宅に活用してもらうという産業振興の部分と、移住を重点的にしていくという施策を複合的に取り組んでいくこと、それからまた市外へのそういった複合的に取り組んでいることのアピールによりまして、居住地としての魅力を発信していこうという大きな狙いがございました。具体的にはIターンやUターン希望者が、例えば福岡圏域、筑後地域圏域で新たに居住地を探す場合において、他自治体との各分野における支援制度とか生活環境との比較において、八女市として独自性を創出して、転入者にとっても魅力やメリットのある制度としたいという意味合いを込めて、そういう形でちょっと差をつけさせていただいているところでございます。

○8番（高橋信広君）

ただ、この転入者の方と転居者の違いですね、いま一つ分からないんですけど、転入者について、まず同じようなやつをこの近隣自治体でやっておられるところはありますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

近隣の自治体では、木造とかに特化した部分ではございません。ただ、福岡県としてはそういった住宅補助といえますか、そういうのはございます。

○8番（高橋信広君）

私が言いたいのは、転居者と転入者、この補助金の違い、これは転入者については優先的に800千円ですが、転居者については500千円、300千円あります。転居者というのは、ずっと八女市にいらっしゃる方ですよ。八女市にいらっしゃる方は税金を含めてしっかりと貢献していただいた方です。そういう方々と、初めて来られた方をやれば、一般的に、民間的な考え方でいくと逆転の発想なんですね。そういうことを考えると、一律でいいじゃないかというのは常に思っております。そのことはここで議論すると時間がかかりますので、ぜひそういうことも踏まえて、やっぱり転居者の方々も大変なんです。そういう方々も優先していただくという面も含めて、ぜひ再検討していただくという、これは要望として出します。

次に、最後のことですが、7款1項、3目のアンテナショップ運営事業ですが、かなり今

年はコロナ禍の影響でまだ終わっていませんが、厳しいと思います。

そういう中で、概要で結構ですので、どの程度なのか教えていただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今年度につきましては非常にコロナで厳しい状態でありました。

平成25年にオープンしておりまして、翌年からは大体90,000千円から1億円程度を毎年売り上げておりましたが、今年度1月末現在で約7割、70%ということで、30%ほど売上げは減っております。ただし、客単価のほうは実は上がっておりまして、1人平均大体20円から50円上がっておりますから、その分を引いてもちょっと買物をしたいという意識の方は多くいらっしゃるのではないかなと思っていますところでは。

以上です。

○8番（高橋信広君）

分かりました。

今回というか、今期はそういうことで大変厳しかったと思います。厳しいと思いますので、ここは少し我慢していただいて、来年度また頑張ってください方策を考えていただければと思います。

そういう中で、2つ目ですけど、私は観光面を加味して、ぜひ新たなアンテナショップ、今のアンテナショップの八女本舗を見てもみますと、やっぱり近隣の方々の八百屋さんとは言えませんが、食品、スーパー的な位置づけになっているのかなど。90%前後が固定客でございまして、やっぱりアンテナショップという以上は、新商品の開発をやったり、そういう八女市の新しいものをどんどん発信するような拠点になってほしいんですが、それは何度も言いましたが、ぼちぼちそういうお考えがないのかどうか、改めてお聞きします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、近隣にあるお野菜屋さんという形ではいかんと思っています。一昨年からは観光PRの情報発信の部分もということで出しておりましたが、実は今年度、計画の中で、やはり1つ100円のキャベツを売るだけではなくて、客単価を上げるために進物を中心とした八女市内の魅力ある商品の販売ができるような店舗に変更していくということ、また、観光だけではなくて、例えば移住・定住の募集でありますとか、あとふるさと納税、こちらに伴うPR、あと民間事業者でありますお茶の生産者組合とか、そういうところで八女をプロモーションしていただけるような場所としての新たなアンテナショップの位置づけを考えておるところでございます。

また、現在は生産者組合ということで、民間の法人格を持たない団体が運営をしております。

すものの、来年度以降につきましては矢部の柚の里のほうと一緒に法人格を持つ施設で、酒類の販売の免許を取ったところで新たな販売ルートの確立を考えているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

分かりました。

あわせて、今、少し観光というところも言及ありましたが、もう少し私がちょっと気になっているのは、日曜日が今、休日でもったいないなと思っています。ここの休日の生かし方も何か研究があれば、もしよろしければ部長、どうですか。

○企画部長（石井稔郎君）

おっしゃるとおり、日曜日が店は開いていないんですが、今後の日曜日、例えば常設ではありませんが、まずはプロモーションも兼ねてそういった八女茶の販売だとかいうことからリサーチをしていって、将来的にそれで上がっていくという見込みがあれば、そういった方向になるかと思いますが、まずはスポット的に、実証実験的にやっていくことから検討していきたいと思っています。

○8番（高橋信広君）

もう一つ、ここは八女流でしたかね、いわゆる地域商社の八女流、ここも福岡、ここを拠点とするというのは、たしか前回の総合戦略の中に入っていましたけど、ここのタイアップというのは何か考えておられますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えします。

まだ八女流とは連携を考えておりません。今後、御指摘どおりちょっと打合せをしていきながらいきたいと思っております。今のところは考えておりませんので、今後、また担当の部署もございますから、お話をしていきたいと考えております。

○8番（高橋信広君）

八女本舗については、立地条件としては残念ながらちょっとスペースが狭いという難点はございますが、立地条件としては非常にいいところでございますので、福岡県とのパイプも含めて、それといわゆる商業対象地としてのターゲットとなっておりますので、ぜひこの八女本舗の大きな変わるきっかけにもなると思いますので、期待しておりますのでよろしくお願い致します。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

10番牛島孝之議員の質疑を許します。

○10番（牛島孝之君）

まず、令和3年度八女市一般会計予算、歳出3款1項1目、12節ごみ出し支援事業実施業務委託料についてお聞きします。

資料を頂いております。八女市ごみ出しサポート事業の実施体制（案）となっております。この中に、委託事業者という文言がありますけれども、具体的に委託事業者は決まっているのか、今から募集をかけられるのかをお聞きします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えします。

委託事業者については、昨年度全体の予算を実態調査等も行いました関係で調査をしていただいた事業者、八女市社会福祉協議会ということで考えております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今、言われました八女市社会福祉協議会、では、この中に利用申請書（代行受領）と書いてあります。利用者の把握はできているわけですか。調査ができている以上は当然、何世帯という把握はきっちりできていますか、いかがですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

対象となる世帯ですけれども、昨年度その実態調査をやりました関係では、八十数世帯から希望というか、これは民生委員さんを通じてその実態把握というんですかね、ここは困っているだろうということで上げてもらっている世帯数になりますので、八十数世帯その対象者がいらっしやると。これから議案議決後に実際に世帯には応募をして、手を挙げていただいた世帯に回るということになりますので、それから少し減るかもしれませんということになります。世帯数としてはその八十数世帯を対象としているような状況になります。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

八十数世帯、八十幾つというきっちりした数字が出ていませんけれども、それは統計、要するに相談、民生委員さんから届けがあったとか、各世帯についての聞き取りはしていないわけですね。ここで予算がつけば、当然その業務をするわけでしょう。本来もこの時点で何件ですという、はっきり八十数件とかじゃなくて八十何件ですと、だからこれだけの予算ですと。今から八十数件減るかもしれません。減るかもしれんじゃなくて逆に増えるかもしれません。ああ、そういう制度があるならうちも——該当するかどうかは分かりません、ごみ出し支援を必要とする世帯、ここに書いてありますから。該当するかどうかは判断できませんけど、増える可能性もあるわけですね。民生委員さんと連絡がつかなかったけれども、

いや、そういう制度があるならうちもぜひしてほしいと。だから、その数字はきちっとした数字を本来もう把握しとかにやいかんとやないですか、それはいかがですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

すみません、先ほど八十数世帯と申しあげましたけれども、民生委員さんから上がってきていました実態調査によりますと83世帯ということで、調査の実態が上がってきています。この中で、その83世帯全てを聞き取りしておるわけではありませんけれども、その世帯に実際に今どんなふうにしていらっしゃるのか、それからこういう制度ができた場合にはぜひ必要となられるかどうか、そういったところまで調査をかけておまして、何とか今家族の支援とかでやっているとか、今後は困るかもしれませんけれども、今のところ自分たちで何とかやっているとか、そういういろんな区分でそういう実態調査をやっております。

したがって、先ほど減るかもしれませんということで申しあげましたが、今回、対象に妊娠期の方、それから子どもさんが生まれて1歳未満の方、そういった方も困っていらっしゃるだろうということで対象に上げていますので、そういった世帯の把握というのは今のところできていませんでしたので、そういった方については今回、手を挙げて、希望されれば当然、増えるということになりますので、減るということではないということで、先ほどの分は訂正させていただきます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今現在は、以前は個人の家庭の前に出していましたが、今はある程度集まったところに出しています。今度は当然、出すのは家の前でいいわけでしょう。それを出せる人、同じ世帯でも出せる人、出せない人、玄関から声をかけたけれども、そこまで来るのもちょっと時間がかかるような方、その場合には中に入って鍵が開いとかにやいかんけれども、そこら辺はよく本人さん、その世帯の個人なら個人、その方とよく話をしとかないと、やっぱり今は個人情報であり、個人情報プライバシー保護という問題もありますので、社会福祉協議会だからできるという考えではなくて、本来言うならこれは共助、できれば隣組単位で、あそこは年寄りが1人で、うちの前にもおられます。うちの場合は火曜日と金曜日です。出されません。大体時間が分かります。そのときには玄関まで持ってこられて外まで出されますので持っていくます。まずそういうことを市民の隣組、あるいは行政区単位でそれを持ちかけて、こういうとはぜひ協力をお願いしますよと。それでもできない場合に、こういうごみ出しサポートをすべきじゃないでしょうか。そういうことはされましたか。隣組単位、あるいは行政区に対してのお願いは、いかがですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回の実態調査の中で、既に行政区とか隣組単位とかでごみ出しの支援をしていらっしゃる

る団体がないかどうかということの調査もさせていただきました。

その中では、東部の地区のほうに一部で隣組単位でちょっと共助の部分で支援していただいているところとかが数件ございましたけれども、今回、今すぐにも支援をしてほしいという世帯もあろうかということで、まず公的な補助を優先的に考えていますけれども、それと平行して、当然、共助の部分、行政区であったりとか、隣組であったりとか、そういった共助の部分についても支援をお願いしたいという思いは当然ございますので、お配りしている表にもございますけれども、そういう支援をしていただいている団体、個人については啓発の促進物資といいますかね、そういったものを配付しながら、共助の部分で地域づくりに御協力をいただきたいということも考えています。

したがって、行政区等々にこの議案の議決をいただく前にまだ説明等は行っておりません。今後そういう行政区単位等にも御協力をお願いしていくという事業の展開を考えています。

○10番（牛島孝之君）

この流れを見ますと、ごみ出し支援を必要とする世帯がまず利用申請書、代行受領とも書いてありますが、そして、その委託事業所から利用申請受付を八女市に出すと。その次に利用決定通知が委託事業所と利用の決定ということで本人さんに行くという流れで、これを見るとそうになっておりますが、じゃ、その本人さんの利用申請書、代行受領となっておりますけれども、これは社会福祉協議会において申請自体も代行するというわけですか、いかがですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明します。

申請の受付等については、社会福祉協議会のほうでしていただくように考えております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

そして、この委託事業所の中に、「毎週1回（上限）指定した曜日に、利用者の自宅までごみの収集に伺う。」と書いてあります。普通、月曜・木曜、火曜・金曜と週に2回あっていますよね。1人家庭だからそんなにごみの量が出ないとは思いますが、急にごみが増えたとか、そういうような場合は、これでいけば急なごみ収集はできないわけでしょう。一応この利用上限、あくまでもこれは原則ですか、決定ですか、いかがですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

現時点では週1回を上限ということで書いておりますので、御自宅のほうに少したまって1週間はちょっとためとっていただくということを考えております。週1回上限ということで今のところ考えております。

○10番（牛島孝之君）

利用される方が恐らく高齢者のみとか、独り暮らしとか、障がいのある方とか、そういうふうに限られてくるんじゃないかと思うんですよね。今はいいですけども、これから夏場になったときに、高齢者においてはエアコンも使われない。もったいないのかどうか知りませんが、使われない方が結構いらっしゃるんですよね。すると、当然生ごみになってきた場合に腐敗します。そういう場合に、やっぱりこれ原則はあったとしても、そこら辺はもう少し広く利用できるようなとか、解釈の仕方でしょうけれども、決定ではなくて、原則週に1回ですよという考え方でいけないかなと思いますけれども、それについては今後、検討される余地はありますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

まず、事業スタートするに当たって、今のところは週1回上限ということで考えておりますけれども、議員おっしゃるように夏場の問題であったりとか、何かこうあったときについては当然、事業者と協議をしながらそこは柔軟に対応できるようになればしたいということで考えております。

○10番（牛島孝之君）

今、課長はそういうふうに答弁いただきましたけど、部長としてはどうのお考えでしょうか。

○市民部長（牛島憲治君）

それではお答えをいたします。

私ども環境サイドの関係で御答弁をさせていただきますが、今ほど課長から答弁ございましたけれども、ごみによりましては可燃ごみだけではなくて不燃ごみ、資源ごみ等々もございますので、そういった観点から、これまで福祉課、介護長寿課、環境課という形で議論はいたしておりますので、そういった内容等々も含めて、引き続き3課で連携をしながら取組内容については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（牛島孝之君）

高齢者という方は、今まで八女市のために一生懸命納税もされただろうし、働いてこられた方です。ぜひそういう方を守っていけるような制度にしていきたいと思います。これでごみについては終わります。

国におけるひきこもりの数ということで、15歳から39歳、平成27年度調査54万1,000人、調査対象年齢40歳から65歳、平成30年度調査、合計61万3,000人、合計しますと115万5,000人になります。

ここにルポ8050という本があります。池上正樹さんという方が書かれた書物です。これに40歳から64歳の中老年ひきこもり61万人の衝撃と、ほぼこの数字と合致しております。これは、国の統計が115万5,000人、八女市における調査対象年齢15歳から39歳、あるいは40歳か

ら65歳、この数については、八女市としては把握できていますか、いかがですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

国の統計の数字については、議員おっしゃったとおりでございますけれども、八女市については詳細な統計を取っておりませんで、詳細な数字の把握はできておりません。

○10番（牛島孝之君）

このひきこもり対策推進業務委託料8,000千円、この内訳を教えてください。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回、予算に出しております8,000千円につきましては、今、社会福祉協議会のほうに委託をしておりますけれども、ひきこもり対策事業もやっていますほっと館やめ、それからほっと館上陽、こちらに係る経費がほとんどございまして、今回新たにその委託の中にひきこもりに対する実態調査、実態把握ということ、確実な数字はつかめないと思っておりますけれども、民生委員児童委員等の御協力をまた見ながら、実態把握調査にもやりたいということで、その8,000千円のうちの数字的に1,500千円をその調査事業ということで考えております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

この著書の中に書いてありますけれども、8050問題、80代の親が収入のない50代の子供の生活を支え、行き詰まってしまっている世帯のことを指すと。背景にあるのは、迷惑をかけるはいけない、働かない子を隠さなければいけないという問題があると書いてあるわけですよ。だから、その実態調査を先にしないと、それは正確な数字は恐らく出ないでしょう。個人情報の問題もあるし、プライバシーの問題もあるから出ないかもしれんけれども、やっぱり行政区長、その下の隣組長さん、あるいは民生委員さん、そういう情報を集めて、まずその数字をはっきりは出ないかもしれませんが、このぐらいおられますよという数字を出した上でしないと、本当のひきこもり対策にはならんわけですよ。本当にひきこもっている人は、そういう場所に行かないわけですよ。親は親で恥ずかしいからと隠すわけですよ。だから、そこら辺の実態調査を先にして、この予算をつければいいけれども、ほっと館やめがありますよと、そういうことじゃなくて、やっぱりそこら辺の実態調査を予算をかけてでも、正確な数字は恐らく出ないでしょう、隠すということがありますから。これはもう個人情報ですので、親が隠すならそれは仕方ないと思っておりますけれども、この問題が高齢化社会になればなるほど大きくなってくるわけですよ。やっぱりそこをもう少し、それはもう今年度予算はこの8,000千円になっておりますけれども、ぜひすぐにでも補正予算等々において、その実態調査を早急にするという方針でいってもらえませんか、いかがですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、8,000千円の予算のうちに実態調査事業の

予算を組んでおりますので、議会の議決の後にまた改めて調査をさせていただきたいと考えております。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、これは要望ですけれども、担当副市長にお聞きします。

8,000千円の中の実態調査は1,500千円と。本当にこの数字をきちっととは言いませんけれども、ある程度把握しないと、この対策は先に進まないと思います。いかがですか、その辺について。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

基本的なところで議員おっしゃるとおりのことだと思います。市の行政施策については、一定のその実態を踏まえた上で、どんな施策を打っていくかというのは基本中の基本でございます。

そういう意味で、今このひきこもり対策につきましては、これまでほっと館やめ、ほっと館上陽の中で相談業務、それと支援業務を中心に行っておりましたけれども、その実態として、やっぱり議員おっしゃるように、お見えになる方だけの対応になってしまっていましたので、まずはその実態を把握して、どこまでどんな支援ができるというのを今後、検討していく貴重な資料になってくるかと思えます。当初予算で計上させていただいておりますので、今後地元の行政区長さん、民生委員児童委員さんのお力も借りながら、しっかりその実態把握になるべく近づけるよう努めていきたいと考えております。

○10番（牛島孝之君）

次に、歳出7款1項3目、12節健康増進施設指定管理料74,973千円という大きな数字が出ております。この内訳をお願いいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

委託料につきましては、来年度1年間分の指定管理料といたしまして、人件費、ビール運営費並びにランニングコスト、この3つの点を指定管理料として入れております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

答弁できるところで結構ですけれども、これはべんがら村に実際、仕事をしておる方からお聞きしました。どうも自分たちはグリーンピア八女とか、そういうところに1年間行かなくてはいけないだろうとちょっとお聞きしました。

実際、今、人件費と言われましたけれども、額は結構ですので、何名の方が今、正社員でおられて、その方が何名、ひょっとしたらこれをもとに辞められる方がおられるかもしれま

せんけれども、現在、把握しているのは何名の方が正社員としておられますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

人件費というお話と従業員の方からお話を聞いたということですが、基本的にまずこの人件費というのは、来年の4月、べんがら村がリニューアルオープンしたときに、無事に今いらっしゃるべんがら村のスタッフを継続して雇用することで、次のオープンに向けてまた同じように勤めていただきたいという願いからの人件費になります。

一番大事なものは、やはり研修と思っております。何の研修かという、今まではべんがら村というのは温泉施設ということで、高齢者の方がお見えになったりとかそういう程度だったんですが、先ほど午前中の回答でもありましたように、ファミリー層向けのお客様の入り込みであったりとか、キャンプも近くに造りますので、そういうところのキャンプに対する対応とか、そういう従業員の研修を中心に考えているところです。だから、1年間を通して、1年間ずっとどこかの、来年度が指定管理施設がYMサービスさんになりますので、その方の会社に1年間ずっと行くわけではなくて、例えば、前期の分については研修をしていただいて、中期には地ビールの販売、後期になったらオープンに向けての職員の研修という形で、1年間を通じて常に連携を取りながら実施をしていくと考えておるところでございます。

先ほど議員がおっしゃった人数割の件でございますが、現在、把握しているところ、30名の方が継続という形で希望を持っております。これは正職員、臨時雇用、契約社員、パート、全てを入れたところでの人数でございます。

金額につきましては、先ほど言われましたように、ちょっとまだ伏せていただきたいと。あとこれは精算をさせていただく予定でございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今、指定管理者の名前を言われましたけれども、今現在の指定管理者はどちらですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

現在、3月までは西洋フードでございます。

○10番（牛島孝之君）

それでは西洋フードさんが今は指定管理者であると。次に具体的に名前も言われましたけれども、これは本来、公募、募集をかけるわけでしょう。ということは、そこが指定を受けるかどうかは、今の時点でははっきり分かっていないわけですね。もう分かっつと。

（発言する者あり）すみませんでした、それは。間違えました。

それでは、30名ということで、これは正社員だけではないと、臨時とかそういう方も入っ

ておるといことですけれども、この次に人件費、具体的な額は当然、言えないでしょう。ということですが、その次のYMサービスさんですかね、なられたときに、当然今度は前の西洋フードと一緒に、グリーンピアも、あるいは星野もと、一つのグループになるわけですね。その中で、西洋フードさんがなられたときに、要するに地ビールについては当然、べんがら村だけではなくてグリーンピアとか、そういうところでも売られるから、売れますよ、量が増えますよということをおっしゃいました。量は増えたんですか、統計は出ていますか、いかがですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えします。

出荷量は増えております。平成28年から作成しております、出荷に対する売上げについても年々増えておりまして、平成29年においては6,730千円、次、平成30年度は9,950千円、そして令和元年、昨年についてはもう10,000千円を超えたという形でありますので、出荷量も増えておりますし、販路も拡大しております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

これだけの指定管理料を出すわけですから、やっぱり赤字が出ないように、確かに納入金と申しますか、以前もそうでした。以前は西日本新聞がずっと特集をしました。前の市長ですけれども、幾ら八女市に財政に入ったよと。ところが、もうこれは八女市とJAがやった金をそのまま戻しとるわけですね、数字上のマジックです。こういうことがぜひないように。赤字は当分は仕方ないとは言いませんけれども、すぐに黒字になるということはないかもしれませんけれども、ぜひ努力していただいて、いい施設にしていきたいと、そう思います。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質疑を終わります。

午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

17番森茂生議員の質疑を許します。

○17番（森 茂生君）

さきの発言通告に基づき、3款、1項社会福祉費の特別障害者手当について、まず質問を

いたします。

この特別障害者手当を支給する要件、案件、どのような方が該当されるのか、まず最初にお伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

特別障害者手当についてでございますが、要件ということでございます。

具体的に申し上げますと、身体に重度の障がいがある方で、日常生活において、常時介護を必要とする方ということで、20歳以上の方、それから、在宅という要件、それから、その障がいの程度を示す表がございますけれども、そちらの障がいの程度が、ちょっと非常に複雑なんです、それを2つ以上、そういう該当じゃないと、その手当がもらえないとか、そういったものがございます。

それから、在宅ということでございますので、病院に入院されていらっしゃる方とか施設に入っている方については、対象にならないと、そういった要件がございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ここのホームページに書いてありますけれども、身体等重度な障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給しますと文言があります。いつからこうなりましたか。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回の特別障害者手当の制度につきましては、従前にありました福祉手当というのが昭和61年3月31日で改正になっておりますので、61年の4月1日からかと承知しております。

○17番（森 茂生君）

なぜ、これをお伺いするのかといいますと、以前、ホームページには違うようなことを書いてありましたよね。心身に重度の重複障がいがある20歳以上の在宅の障がい者に支給される場合がありますとかなっています。こうなっていました、過去に。今は、先ほど言われたように、常時介護をすると変わっています、八女市のホームページが。いつ変えられましたか。

○福祉課長（栗山哲也君）

正確な日にちがあれですけれども、森議員のほうから議長を通じていただきました質問状がありましたので、その折に特別障害者手当のホームページを私のほうで確認しました。その際に、情報がなかなか分かりづらいだろうということで一新させていただきましたので、昨年、令和3年2月に改正をしたところであります。

○17番（森 茂生君）

今、ホームページを見ますと、左側の一番上に日付が出ます。それで、私がたまたま保存

しとったんですけれども、2021年1月30日付です。それにはこう書いてあります。先ほど言いましたように、心身に重度の重複障がいがある20歳以上の在宅の障がい者に支給される場合がありますと書いてある。それだけです、ホームページに書いてあったのは。今はもう1ページにわたってずらっと説明書きがあります。前はこの1行だけでした。ここに書いてあるような基準で今まで手当を支給されていたんですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

手当の認定支給につきましては、申請があった場合には、当然国が示す審査表がございますので、そちらを基に審査を行っておりました。

○17番（森 茂生君）

ここに過去の該当者を出していただきましたけれども、令和元年が7人、平成30年度が7人、平成29年度が5名と、ずっとずらっと続きますけれども、現在トータルで、この支給を受けている方は何人になりますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

現在、特別障害者手当の受給者につきましては、2月のお支払いをした時点で56人になります。

○17番（森 茂生君）

私は圧倒的に少ないと思っていますけれども、先ほど言いますように、ホームページに重度の重複障がいがある20歳以上となっています。これに基づいて判断されたんですか。それとも、これはホームページにただ書いておるだけだったんですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

ホームページに記載があまりにも少ないということだと思いますが、その点については、判断は、当然申請がありましたら、先ほど言いましたように、国の基準に基づいてやるんですけれども、そこに重複している云々というのは、非常に細かい審査基準がございますので、そこに載せきれていなかった、そして、情報が不足しとったということがございますので、改めて今回、情報をホームページのほうに掲載させていただいたというところでございます。よろしくをお願いします。

○17番（森 茂生君）

こういった、特に重度ですよ、重度障がい者は、なかなかこういうのにアクセスする機会が少ない。あるいは保護者にしろ、たった1行で、これで理解できる人、恐らくなかったと思います、これだけで。まして、重複となっています。そういう人ももちろん該当しますけれども、今、八女市が現在出しているホームページのように、常時介護をする人も該当するわけでしょう。

ですから、これ、完全に誤った情報を今まで何十年か知りませんが、ずっと流して

きたんじゃないですかね。その点、これ、ずっとこのままだったんでしょう。こういう情報を流していたんでしょう。ということは、アクセスする一番の問題のホームページ、これがたった1行で、まず分かりません。分からない上に、重複でない駄目ですよと書いてあるんですよ。これは非常に大きな問題だと私は思います。

それで、ずっとこういうふうな格好で判定をされていたとしか理解できないわけですよ、ここにこう載っているんですから。これは完全に間違っただのを載せていたということですね。

○福祉課長（栗山哲也君）

森議員おっしゃるように、情報が不足していたという点は、非常に反省するべきところでございますけれども、その内容を見られて、お問合せについては、当然、福祉課のほうにお問合せくださいということで、原稿の作成者ということでもありますから、それを見られて、不明な点については当然こちらの福祉課のほうにお問合せがあつていたものということで理解していますし、そちらを見て申請をされるということは、当然可能性としてありますけれども、窓口にお越しになったときに、障害者手帳をお出ししますから、その折に手帳と一緒に障がい者の方が利用できるサービスの一覧であつたりとか、そういったいろんなもろもろのサービスを使えるしおりというのを出しています。その中に、特別障害者手当等のことも書いておりますので、そこで窓口の職員が該当するであろうと思われる人については、手続きができますよと、そういった説明をしているということで、これまでも伺っています。

当然、診断書料とかはかかりますから、そこで却下ということも可能性がありますから、そういった点については、重々説明をした上で、申請をされるかどうかの判断をお願いしていたというところでございます。

○17番（森 茂生君）

適正にされていたんだろうと思いますけれども、そしたら、このホームページに書いているのが間違っていたということで理解していいんですか。重複障がい者ということになっています。これが間違っていたんですね。

○福祉課長（栗山哲也君）

間違いではなく、その重複障がい者ということでございますので、いわゆる具体的にいきますと、視力が0.0幾つ以下の方が該当になりますと、なおかつ聴覚が100デシベル以上のほとんど聴こえない方、そういったように障がい幾つか、2つ以上、そういう障害者手帳で言う1級みたいな、そういう等級に該当する方が2つ以上該当がないと、その特別障害者手当が受給されませんので、そういう意味で重複の障がいがある方ということで表現していたものでございます。

○17番（森 茂生君）

厚生労働省が出しているのは、「精神障害に著しく重度の障害をするために日常生活にお

いて、常時特別な介護をする状況にある在宅の20歳以上」、重複とはなっていないんです。重複ももちろん入りますよ、この中に。しかし、それよりもっと緩い人も入るとい、常時介護を受けている人も入るといことです。もういいです、これは。

ですから、八女市のホームページも新しくなって、大分見やすくなりました。前は本当にさっき言うように1行でした。それで、八女市のを見ますと、社会福祉施設に入所している場合や、病院や診療所に3か月を超えて入院した場合は該当しませんとなっています。社会福祉施設などとはどこを言いますか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

社会福祉施設につきましては、障がいのある方が入所される入所施設、市内であれば、そういう入所をされる施設といことと理解しております。

○17番（森 茂生君）

グループホームやら有料老人ホームも入りますか。

○議長（角田恵一君）

福祉課長、答弁できますか。できなければ休憩いたします。

暫時休憩いたします。正確な答弁をお願いします。

午後2時12分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

○福祉課長（栗山哲也君）

申し訳ありませんでした。議員お尋ねのグループホームとか有料老人ホームについては、この特別障害者手当の対象となります。対象とならないのは、先ほど申し上げました総合支援法に基づく支援施設であったり、介護保険法という特別養護老人ホームとか、そういう支援施設が対象外です。

○17番（森 茂生君）

要するに、有料老人ホーム、グループホーム、これは在宅扱いなんですよ。ですから、対象になる。ほかのは駄目。久留米のホームページです、これ、ちゃんと書いてあるんですよ、そのように。それで、大分親切になりましたけれども、専門家でも迷うわけでしょう。ですから、一般の人が見たら、社会福祉施設で、この場合、分からないわけです。ですから、久留米のように、こういうところは在宅扱いですよ、こういうところに3か月以上入ってもいいんですよとなるんですよ。

ですから、分かりやすく書いていただく。そうしないと、あなた方専門家でも分からないのを、一般の人が見ても分からないはずですよ。だから、分かりやすく久留米のホームページ

のように、これはいいですよ、こういうところには3か月以上入っていいですよと、こういうふうにぜひホームページをやり替えてほしいと思います。

もう一点お尋ねしますが、障害者手帳を持っていないと、これには該当しないんですか。（発言する者あり）

○議長（角田恵一君）

森議員、あえて答弁を求めますか。森議員から提案していただけますか。

○17番（森 茂生君）

これも久留米のホームページに書いてあります。手帳の所持は受給要件ではないので、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない方でも申請することができます。ですから、このように親切に書いていただかないと、これは障害者手帳を持つとかんと駄目ばいなど、誤解が出てくるわけです。ですから、せっかく1行から何十行も増えたんですから、ぜひこういうのも参考にされて、分かりやすく申請ができるように、スムーズに行くように配慮をしていただきたい。よろしくお願いします。

実は、この特別障がい者に関して、ほとんど、これは八女市だけじゃございません、全国的に周知がなされていないという問題が最近クローズアップされてきたので、私も調べて、もう正直言うて、つい最近勉強して分かったわけなんですけれども、多くのところで、受けられる人が受けられずにいる。特に重度の障がい者です。ですから、非常に大きな問題になってきているわけです。

日本弁護士連合会が亀岡市長と京田辺市長に勧告書を出しています。国に対しては、要望書を日弁連が出しているわけなんですけれども、特別障害者手当支給に関する人権救済申立を調査した結果ということです、日弁連が。それによると、全部言うと長くなりますので、窓口で、あるいは一般的に周知をきちっとしなさいと、分かるように、もう一つが、窓口でそういう可能性がある人に会ったら、親切丁寧に誘導しなさい、申請をするように誘導してくださいよと、こうなっています。同手当受給資格者が受給の機会を失うことがないよう、下記事項に配慮した同手当の周知徹底を図るよう勧告するというので、3つのことを言われている。当然、視覚障害、あるいは聴覚障害の、先ほど言われましたように、ひどい場合があります。そういう人たちには、点字したり、しおりをきちっと分かるような周知の仕方をまずやりなさいと、窓口に来られた場合。そして、概要をきちっと教示して、申請を促すよう適正に対応していただきたい。そして、3番目が、窓口で説明できない職員がいる可能性があるから、そういう人たちに関しては市長がきちっと説明できるような窓口業務をする人を配置しなさい。そして、研修会を開いて、分かるように対応するようという勧告を出しています。

内容を言えば複雑になりますけれども、その中で、実は裁判例も、この日弁連が出して、

直接これじゃなく、児童扶養手当の高等裁判所の判決文ですけれども、市職員、県職員、最低限、相談者の相談内容から支給の可能性のある給付の種類及びその受給要件の概括的内容を教示する職務上の義務があるというべきであると。それともう一つ、受給要件を説明せず不正確な回答にとどめたことは、職務上の義務に反する違法な行為ということで、高等裁判所が判決文を出しています。これは児童扶養手当に関してですけれども、日弁連がこういうのが実際あるから、まして、重度の障がい者に対しては親切丁寧に、そして、分かるように、職員をきちっと配置して、そういう人を見つけたら誘導しなさいという勧告を出しているんですよ。そういう判決も実際出ている。そういう人と接触した場合、そういうふうな説明をしないと職務上の義務違反になるという判決です。ここをよく御理解をいただきたいんです。

ですから、先ほど言いますように、ホームページで1行、もつてのほかなんですよ。ましてや、今、るる改善されましたけれども、それでもまだ、先ほど質問したように、分からない部分がある。ましてや素人、まして障がい者はもっと分からない。やっぱりここは、大いに反省をしていただいて、分かるようにしていただきたい。これは市長、窓口の業務をする人もそういう研修をさせなさいと、説明義務違反になりますよということですので、そのような市長の考えをぜひ伺いいたします。よろしく願います。どういう対応を取られるか。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

大変重要な課題だろうと判断をいたしております。十分検討して、研究して、対応していきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

ぜひよろしく願います。

もう一つ、生活保護に関して伺いますけれども、もう時間がほとんどありませんので、1点だけお尋ねします。

ここに数字を出してきていただいていますけれども、1点だけ、生活保護法では、申請があった日から何日以内に決定を出さなければならないとなっていますか。どのようになっていますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

生活保護法上の申請をされたものの決定の期限でございますが、原則14日以内に判断をすることとなっております。

しかしながら、当然、資産調査と銀行とか、そういうところとか、生命保険会社とかに照会をかけますので、その調査が遅れた場合については、30日以内に結果を出すということになっております。

○17番（森 茂生君）

ここに資料を出していただいていますけれども、決定までの日時、全部20日以上ですよ。20日から25日、最近、ここ5年間ですかね。14日というのは全然ないんですよ、決定をしたのは。法律は14日以内でしょう。全然ないですね。なぜそうなるんですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

お出ししている分については、平均の日数で入れております。当然14日以内に出している分もご置きます。逆に、その30日ぎりぎりになって出した分もご置かして、14日以内に出せる分については、当然急ぐことが重要でございますので、14日に出している分は当然ご置きます。

○17番（森 茂生君）

平均は20日から23日ですね。今、コロナの影響で、非常に申請者が多くなっていると全国的に大きな問題になっています。総理も言うように、最後のセーフティネットということで、ほとんどもう食うや食わずといいましょうか、フードバンク、ああいうところで食いしんでいる人もいと聞いております。そして、リストラに遭ったり。ですから、一日も早く決定をして救済するというのが本来の趣旨です。ですから、わざわざ14日以内に決定をなさないとされているわけです。特別な場合で30日までいいですよということですので、平均からはもう20日以上かかっているの、ぜひこれは法律どおりにきちっと14日以内、特殊な場合に限り延びてもいいですけども、ほとんどの場合は、やっぱり14日以内に決定をして、ぜひ支給日を早めていただきたいと思ひます。

特に今、コロナの影響で非常な状態になってきているわけです。ですから、最後のセーフティネットですので、そこら辺はぜひしていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○福祉課長（栗山哲也君）

議員おっしゃるように、必ず急ぐべきものだということは承知しておりますので、14日以内にできるように努力は当然やりますけれども、照会をにかけている分など、返答が遅い場合については、多少遅れる場合もあるということをお承知おきお願ひしたいと思ひます。

○17番（森 茂生君）

なぜ14日になっているのかといひますと、先ほど言ったとおりです。しかし、もし、照会が不十分であったとしても、後から返還していただければいいんです。例えば、貯金通帳が見つかったとか、後から出てくれば、それは当然、とりあえず支給しとって、後からそういう人たちの場合は返還していただくという手立てで、よそもあの手この手として、早く支給するようにやっているんですよ。ぜひ、全部そろわにゃいかんということでじゃなく、そこは柔軟に対応していただきたい、このことを強く要望して、私の質疑を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質疑を終わります。

6番田中栄一議員の質疑を許します。

○6番（田中栄一君）

私からは継続費関係について、まず、9ページの第2表 継続費についてお尋ねをしたいと思います。

これは庁舎建設事業について、令和3年度から6年度までの事業費7,818,501千円について、議会の議決を得るものであり、将来にわたる予算を保証するもので大変重要な案件であると認識しておりますので、お尋ねするわけです。

実は、年割額における令和4年度以降の内訳をお尋ねしたかったんですけども、資料を見る限りでは、その大部分が14節関連だと思います。そういうことで、もし、令和4年度以降の分で14節工事請負費以外の費用が発生するものがあるのかどうか、あるなら、どういった費用が発生するのかということでお尋ねします。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

今、御質問の令和4年度以降に発生する予算につきましては、この予算にも予算書で確認されていると思いますけれども、12節の委託料、14節の工事請負費、16節の公有財産購入費、21節の補償補てん及び賠償金の項目から成っております。

令和4年度以降につきましては、12節の委託料、いわゆる建設工事の施工管理業務委託ですね、これと14節の工事請負費ということで、建設工事の請負費ですね、これが令和4年度以降含まれております。

○6番（田中栄一君）

委託料と工事請負費、今は管理委託料がありますので、そういった部分も入っていると思います。こういった複数年に及ぶ大規模工事を発注する場合、当初に前払金、それから、中間で2回ほどの出来高払い、それと、完了後の清算払いというような経過で支払いがなされると思います。12月定例会の一般質問で、庁舎の建設は遅くとも令和3年度の秋までには着工したいという回答でございましたけれども、ということは、令和3年度に前払金が発生するということになってますが、前払金制度では、通常35%から40%程度が相場だと理解しております。建設工事費の見込額というのが6,580,000千円ということですので、これと比較しますと、令和3年度予算が6億円というのは、ちょっと低過ぎるんじゃないかなと思います。その点について御説明をお願いしたいと思います。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

今の御質問の趣旨としましては、普通、工事請負費を単年度で契約する場合につきましては、今、議員がおっしゃったとおり前払金、そして、金額が大きくなりますと、中間払いと

か、そういうふうな制度がございますが、今回、一応令和3年度の途中から令和6年度にかけて、工事請負費を契約するに当たりまして、支払いにつきましては、庁舎建設事業、いろんな補助事業を絡めていく関係もございますので、単年度単位で清算的に支払っていきたいと考えているところです。

ですので、令和3年度は、全体の工事のうち、約8.4%ぐらいが進捗するだろうと見込んでおりますので、その関係がありまして、令和3年度は6億円という金額を予算計上させていただいております。よろしく申し上げます。

○6番（田中栄一君）

一応、単年度ごとに、その都度清算をしていくという考え方だということに理解しました。

次に、財源について、同僚議員の一般質問で示されました財政健全化の分析資料では、合併推進債を6,403,000千円起債されるということでございます。これは、事業が完了しなければ借り入れることはできませんので、実際の資金が調達できるのは、令和7年頃になると思いますけれども、この際、年度当初で起債額6,403,000千円を財務局に認可申請を出されて、そして、やられるものか、あるいはこれは完了しないといけませんので、起債の分についても翌債繰越をしていかれるのか、これは財務局の認可が要ると思いますので、そこら辺についての御説明をお伺いしたいと思います。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

新庁舎にかかわらず、継続費で予算化する場合は、各年度ごとに事業費が確定した後に、起債のほうの借入れを行いますので、そういったことで、各年度ごとに事業費の確定後に借り入れるということになります。よろしく申し上げます。

○6番（田中栄一君）

分かりました。財源についてもそういうことで、単年度ごとに借り入れることができるということであれば、安心してこの事業に専念できると思います。

私は新庁舎の建設は必要だと思っております。ただ、豪華さは必要ありませんけれども、やはり市政の拠点機能を損なうような庁舎では、お金の無駄遣いとなりかねません。そういうことでございますけれども、この事業は市民の大きな関心事でもありますので、やはりそこに遺憾のないように事業推進に当たっていただきますことをお願いしまして、次に進みます。

47ページの2款1項、5目財産管理費の補償補てん関係でございますが、これは令和2年度の補正第7号において新規に補正されて、補正第11号で全額カットされております。新年度予算にも同金額が計上されておりますけれども、現在まで合意に至っていないので、令和3年度以降に再度交渉に当たるための予算であると理解をしております。交渉の経過ですね、

支障のない範囲でお示しいただきたいと思っております。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

この予算につきましては、議員御承知のとおり、庁舎の敷地を拡張するための必要な用地費でございます。この予算につきましては、令和2年度の当初に公有財産購入費を計上しております。それと、12月の補正予算に補償費を計上させていただいております。

まず、この予算をなぜその時期に計上したかというところを御説明したほうが分かりやすいと思っておりますので、させていただきますが、拡張予定地につきましては、民有地でございます。民有地をお譲りいただく方々の譲渡所得に対します課税の特例を受けられるよう、土地収用法の事業認定を受けることがベストだということで、まず、その事業認定を申請するに当たって、事業者であります八女市が予算を措置しておかなければ、この申請書の提出ができないことになっております。そうしたことで、この間の12月の補正予算にも建物の補償金も計上させていただきましたけれども、予算計上のために先日の補正予算をさせていただいたと、いわゆる事業認定をする要件を満たすためにさせていただいたと。それで、今、県の用地課のほうに申請を出させていただいておりますが、実際、その認可が下りるのが今月末から来月にかけてぐらいではないだろうかと思っております。

その後、税務署との協議が必要になってまいります。税務署の協議が整ってこそ、所有者の方と金額を提示した正式な用地交渉に入れるということになりますので、現在、所有者の方々の用地交渉はまだしていないという状況でございます。用地交渉を、こちらの予定としましては、4月の下旬ぐらいから始めていきたいと考えておりますが、その後、半年以内には契約をしないと、この特例は受けられませんので、半年内には契約を済ませたいと。ただ、実際、土地を引き渡していただくには、建物を壊していただいたり、更地にしてもらって譲渡移転登記ができるような状態になるには、やっぱりその個別ごとにいろいろありますので、長い方ではひょっとしたら2年近くかかるかもしれませんので、そうしたことで、今回、令和3年度の当初予算の継続費に計上させていただいて、事業遂行していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○6番（田中栄一君）

一時所得の税額補助特例ということで、多分、県の収用委員会に書類申請をされて、それが下りてくるということで、それからの本交渉に入ると思うんですね。そういう内容まで進んでおるということであれば、一応もうある程度の内諾は受けられているということで理解をいたします。

庁舎に隣接した用地だということなんですけれども、それが2年ぐらいかかるということなんですけれども、工事そのものに対する支障というのは生じないと思っておりますが、いかがですか。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

本体工事は、皆様御承知のとおり、本体の建物は南側の駐車場に建てます。それで、南側の駐車場一帯が工事エリアになりますけれども、今回予定しております用地は北側の用地でございますので、若干隣接の道路に市の土地がございまして、今、出入口だったりポケットパークとか、そういうふうなところがありますので、そこを工事期間中の出入口とかにしたいと考えております。よって、民有地の本体工事に関しては影響ないと考えております。

○6番（田中栄一君）

北と南で工事が同時に進むような形になりますので、安全面は十分考慮されると思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に進みますが、144ページの伝統的建造物群保存事業費の18節まちなみ八女産材活用補助金の、これは新規事業なんですけど、算出基礎及び対象物件についてお尋ねしたいと思います。

これは、八女の木が香るまちなみ魅力化事業として新規に創設されたものでございますけれども、論点情報の他自治体の類似する政策では、ぐんまの木で家づくり支援事業は平米当たり3千円で最大150千円、それから、ぎふの木で家づくり支援事業は、平米当たり2千円で上限100千円とあります。両政策とも県の事業でございますので、一様に論ずることはできないと思いますけれども、今回の事業の補助単価及び限度額、それから補助件数と、どのようにお考えでしょうか。

○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

当該事業は、伝建地区の保存計画に載っている建物、いわゆる特定物件と呼んでおりますけれども、その建築物で実施される内装工事につきまして、上限を200千円として実施するものでございます。来年度予算にお願いしておりますのは、その5件分ということで、1,000千円ということです。

材の単価でございますが、この事業では、材は平米当たり3千円を設定しております。比較的、八女産材ということ、少し値段的に高い相場があるようでございますし、ブランド化も進めていきたいという思いもございまして、なるべくよい、高級な八女材を使っただいて、内装材にさせていただいて、活用につながれば材のPR、そういったものにも結びつくという期待も込めたものでございます。よろしくお願ひします。

○6番（田中栄一君）

今、補助は、伝統的建造物の保存修理事業の補助対象外である内部改装に対して補助することなんですけれども、ここで居住の有無ですね、住んであるか空き家なのか、そういった部分も対象の要件としてあるのでしょうか。

○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

実際に補助金の交付を受けるものができるものという条件がございますけれども、その中には、特に住んでいるという条件はございませんので、なるべく居住していただいで活用していただくというのが建物にとってもよい形だと思いますので、そのような思いはございますけれども、制度上で非居住であることで排除する形には、今のところなっておりません。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

居住要件はないということで理解をいたしました。

次に、論点情報によりますと、建築物の補助対象は、原則として内部は補助対象外ということだそうなんですけれども、まず、原則というのが何なのかということと、内部も補助対象となる条件があるんじゃないかと思えますけど、こちら辺について御説明お伺いしたい。

○定住対策課長（平 武文君）

基本的な補助の対象としては、景観を守るという大きな目的がございますので、屋根でございませつか外壁といったものに係るものでございませすが、やはり主要な構造材ですね、これは内部に係りますけれども、その建物を維持していくには欠かせない要素でございませので、そのような部分を指したものでございませ。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

同様に家賃補助金も一緒に予算を要求されておりますけれども、これについても、同じく補助単価とか限度額とか、それから補助件数と、これについてお尋ねします。

○定住対策課長（平 武文君）

こちらは、特定物件を店舗として借りたり、住居として借りたりという、賃貸契約を結ばれる借り主に対して、家賃のうち、月額20千円を24か月補助するものでございませので、来年度予算としてお願いしているのは、月額20千円の5件の1年目分ということになります。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

基本的にこの補助の関係は、八女産材を使うということで、その証明と確認が必要になると思うんですよ。八女材普及促進住宅資材助成事業というのをやられていますよね、先ほど高橋議員の質問にもありましたけれども。これによりますと、森林組合、または八女木材共販所が発行する八女材証明書を添付することで確認されるということになっておりますけど、こういうことで、同様の形でこの証明とか確認をされるのか、お尋ねします。

○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

さきに答弁で説明のあった同じ証明書ということ、ちょっと現物を確認しておりませんが、八女地域材証明書ということで、森林組合の組合長のお名前で、有印でいただく公文書で確認する予定でございます。

なお、証明書の内容には、申請者なり住所なり、工事の場所であったり、その材積といったところで記載いただいておりますので、十分信用できる書類として取り扱う予定でございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

ある程度、様式の違いはあれ、同様の方法で進めていくというお話だと思うんですけども、ちょっと言いにくいことなんですけど、八女で伐採された材が日田、あるいは山鹿にも共販所ございますけれども、この共販所にも持ち込まれております。ということは、日田とか山鹿など、他産地の材が八女共販所にも持ち込まれているということも言えるんじゃないかと思えます。

また、材を購入する製材所の方ですね、ここから建築業を営まれている方へと流れるわけなんですけれども、製材所も同様に日田や山鹿の共販所からの購入もあっております。こういった点について、どのように捉えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

実は以前、森林認証制度のお話をしたことがございますけれども、これに基づくものは生産者、生産地が明確に判断できますけれども、八女のほうは制度の導入がなされておられませんので、ここまで明確に八女材であるという証明はなかなか取れないと思うんですよ。こちら辺が非常に八女産材を証明出されても、実際に共販所で分かるのかとか、そういうふうな何かきちんとしたものができづらいと思うんですね。そういう部分について、どう捉えられているかというのをちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

御指摘のように、現在、正確に客観的にトレースする仕組みがございませんので、やはり現状では、この材を販売されるところで責任ある方の有印の公文書発行していただくという、そちらを信用するといったところで進めるほかないということが現状でございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

なかなか厳しいことを言いましたけれども、やはり八女材として銘打ってある以上は、そういうふうな確認の努力ですね、それをしていただきたいと思います。

黒木地区の伝統的建造物群の保存事業も厳しい予算枠の中で、徐々にではありますけれど

も、推進されてきております。私は以前の一般質問で、この伝統的建造物群の保存事業が地域経済とリンクしていないので考慮されたいという思いを訴えております。今回の事業は、そういった点をクリアしていくいい事業だと共感しておりますので、成果が上がることに期待をいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

6 番田中栄一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第19号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第20号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第21号 令和3年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第22号 令和3年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第23号 令和3年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和3年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和3年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第26号 令和3年度八女市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案1件を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

今定例会に、さらに1件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

議案第27号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

この補正は、福岡県知事の辞職に伴い、令和3年4月11日に執行される福岡県知事選挙及び同選挙に併せて執行される八女市・八女郡選挙区の福岡県議会議員補欠選挙に係る令和2年度に必要な経費について、歳入歳出それぞれ7,953千円を追加し、総額は52,756,989千円となります。

なお、この補正予算に計上しております選挙の経費につきましては、早急に執行する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

また、この補正予算が議決されたときの議案第12号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第11号）の取扱いについて御説明いたします。

既に上程いたしております補正予算（第11号）より補正予算（第12号）が先に議決されますと、補正予算（第11号）中の補正前の額等の数値が変わることにより、計数整理を行う必要が生じるため、補正予算（第11号）を差し替えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただ

きます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

先ほど市長の説明にありましたとおり、議案第27号については早急に審議する必要がありますので、直ちに審議を行いたいと思います。

議案第27号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第27号は可決されましたので、会議規則第42条に基づき、議案第12号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第11号）は、補正前の額等の計数整理を行い、差し替えを行います。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、8日からは委員会分科会となっておりますので、審査のほどをよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 3 分 散会